

No. 4

労働者のための社会 保険制度について

婦人関係資料 29号 『労働者家族問題』
に関する資料』の附録

1951年 11月

労働省婦人少年局

労働者のための社会保険制度
—「労働者家族問題に関する資料」附録—

— は じ め に —

労働者が不慮の出来ごとのために生活をおびやかされることなく、安心してゆけるように、各種の社会保険制度が国家によつて実施されています。すなわち労働者やその家族が病气やけがをしたり、死亡したり、失業したりした時には健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び失業保険によつて一定の保険金がもらえるようになっているのです。

なお働く人のための社会保険としては、この4種類の他にも、船員のための船員保険、国家公務員のための国家公務員共済組合があり、又一般の人のためには国民健康保険があります。

1951年11月

労働者婦人少年局

— 目 次 —

I. 健康保険と厚生年金保険

1. 健康保険とは
2. 厚生年金保険とは
3. 保 険 料
4. 保険金のうけとり方

II. 労働者災害補償保険

1. 労働者災害補償保険とは
2. 保 険 料
3. 保険金のうけとり方

III. 失業保険

1. 失業保険とは
2. 保 険 料
3. 保険金のうけとり方

I. 健康保険と厚生年金保険

1. 健康保険とは

健康保険は、事業主と労働者が費用を出しあい、且つ皆も保険事業を行う費用を出し、その出しあつたお金で労働者の病気、けが、死亡、お産のとき、不慮の入費に困らないようにはかる制度で、保険料は毎週政府ですが、後でのべるように健康保険組合の場合もあります。

健康保険には次の種類の事業所で使用人が5人以上いる場合必ず入らなければなりません。

物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業。鉱物の採掘又は採取の事業。電燈又は動力の発生、伝導又は供給、貨物積卸の事業。物の販売又は配給の事業。金融又は保険の事業。物の保管又は賃貸の事業。媒介仲達の事業。集金、案内又は広告の事業。娯楽、演習又は鑑賞の事業及び園又は法人の事務所。

又使用人が5人未満の事業所でも、或は上の種類に入っていない事業、たとえば、旅館業とか映画館とかに使用されている者も加入の申請をし認可を受けて入ることが出来ます。

健康保険に入る資格としては労働者は何も届けなくとも、事業主が資格取得届を就労後5日以内に出すことによつてその日から被保険者となります。もしその事業所を退職した時には、当然被保険者でなくなりますが、更に続けて健康保険に加入していたい場合は、10日以内に継続する手続をとれば6ヶ月だけ続ける事が出来ます。

父母、配偶者、子供などで専ら被保険者の扶養で生活している者は、被扶養者として健康保険を利用できます。被保険者と家族が特に遠く離れて住んでいる時は、被保険者の希望により、特に別々の被保険者証が交付されます。

健康保険の給付には、次のような種類があります。

(1) 療養の給付

病気になつたり、けがをした時には健康保険の被保険者証を自分のえんぴつ保険証に提出すれば初診料（東京都、横浜市、名古屋

崎市、京都市、大阪市、神戸市、川崎市、芦屋市、西宮市及び尼崎市では440円、他は400円）だけで同一の病気やけがについて2年間診療が受けられ、必要に応じて病院や診療所に入れますし、居れば看護婦の附添や病人の移送費も出ます。これは業務外のお金やけがに限ります。業務上の場合は労働者災害補償保険によります。扶養家族については半額で2年間まで診療が受けられます。

(2) 療養手当金

病気や、けがのせいで働けなくて事業主から給料がもらえなくなった場合は、1日につき標準報酬日額の6割に相当する金額を、休みはじめた日からかぞえて30日以内から6ヶ月間、継続性の病気の時は1年6ヶ月間、報酬に代るものとしてもらえます。事業主から賃金の一部をもらつた場合はそれだけ減らされます。

(3) 分給費

被保険者又は被保険者の配偶者（内縁関係のものも含む）が分給した場合には分給費がもらえます。本人の場合は標準報酬日額の半分、配偶者の場合は一律に1,000円です。根拠4ヶ月以後なら死産や流産でもよいのです。

(4) 出産手当金

被保険者が分娩の前42日、分娩の後42日以内に、仕事を休み、給料をもらえないときには、1日について標準報酬日額の6割に相当する額をもらえます。

(5) 育児手当金

被保険者又は配偶者が分娩して、その子供を育てる場合、分娩した月を入れて6ヶ月間1ヶ月200円を合計して2000円の育児手当金をもらえます。

(6) 埋葬料

被保険者が業務外で死亡したときには埋葬を頼つた人に標準報酬日額×2（保険料を参照）の1ヶ月分、扶養されている者が死亡した場合には一律に2000円葬祭の費用として埋葬料が支給

されます。

これらの給付の他に健康保険では、保険者（政体及び健康保険組合）が保健施設をもつていて、病後の療養や一般被保険者の利用に供しています。又各地方或は全国的に運動競技会を行ったり、模範労働者の表彰を行ったりもしています。

○ 健康保険組合

300人以上の労働者が被保険者となる場合、事業主は、/事業所専断で、或は2以上の事業所共同で、従業員半数以上の同意を得て、申請して認められれば、健康保険組合を設立して、これらの仕事を任うことが出来ます。たゞし現社会情勢では被保険者がだいたい1000人以上ないと認可を受けるのは困難です。その健康保険組合の事業の成績のよい場合には、特別に上に述べた給付の他に、更に被保険者に有利なものはかりがなされ、例えば家族の半額賃金というのを認めたり、傷病手当金の給付を増額したりすることが出来ます。

2. 厚生年金保険とは

厚生年金保険とは、国と事業主とそれから労働者の三者が費用を出しあい、その出したお金で労働者の老後の不安をなくし、けがや病気のために休んでしまった者の生活を助け、或は遺族を残して死した時には、その遺族の生活を助ける仕組みになっている保険で政府が行っています。

厚生年金保険には、健康保険と同じ条件の労働者がはいることになっていきます。使用人が5人以下の事業所に勤めている人でも希望すればはいれることも健康保険の場合と同じです。

保険に入る手続きは事業主が行い、労働者からは何の届書を出さなくても、勤めはじめてから退めた月の前月まで加入することになります。又10年以上20年未満で退めた者が退職したときには、3ヶ月以内に年額をとれば引続き保険に加入が出来ます。

厚生年金保険の報酬は次のようなものです

(1) 遺族年金

20年以上（死亡は16年以上）保険に入っていた者が退却して55歳になつたその月から死ぬまで毎年貰えます。死亡の場合はこの年金が50歳にくり下げられています。保険金は年々、保険料を納めていた全期間の平均標準報酬月額（4月分）が支払われますが、20年以上納めていた者は退却一年毎に平均標準報酬月額（4月分）が加えられます。

(2) 障害年金

けがや病気の為には一定の故障ができて、働くのが大変なときと比べて大体4割以下になつたときには、6ヶ月以上この保険に入っていた人なら誰でも死ぬまで毎年貰うことが出来ます。

障害年金は故障の程度によつて2種に分けられ、けがや病気をした月か、それが安定した月か、又は退めた月からさかのぼつて3ヶ月間の標準報酬月額を平均した月額の中一番高い月額の5倍（1級）か、4倍（2級）貰えます。なお1級の障害年金を貰う人が、退却になつた当時扶養していた者が子供（16歳未満が不具）があるときはこの外に毎年1人当り2400円を加えてもらえます。

(3) 障害手当金

けがや病気があまりひどくなく障害年金を貰う程ではないときに6ヶ月以上この保険に入っていた人は、一時金としてこの手当金をもらえます。障害年金と同じ計算の平均標準報酬月額の10ヶ月分です。

(4) 寡婦（未亡人）年金、かん夫（やちめ）年金及び遺児年金

6ヶ月以上20年未満この保険にはいつていた人が死亡するとその未亡人、やちめ、遺児が毎年もらう年金で、次の3つの場合があります。保険に入っていた人が

イ、在職中に死んだとき、

ロ、在職中のけがや病気が基で退却してから2年以内に死んだとき

ハ、ノ級の障害年金を貰っていた人が死んだとき。

なお、遺児年金は未亡人年金、やもめ年金をもらう人がいない場合、年金をもらわなくなった時から、もらうことが出来ます。

◎ 年金を貰う人は

イ、未亡人年金を貰うのは、被保険者が死んだときその人に養はれていた妻で、不具か50才以上か、子供く不具又は6才未満の子がある場合。

ロ、やもめ年金をもらうのは、被保険者が死んだとき、その人に養われていた夫で50才以上か不具の人。

ハ、遺児年金を貰うのは、被保険者に養われていた6才未満か、かたわの遺児。

◎ 保険金の率額

被保険者の最後の3ヶ月間（けがや病気の直前3ヶ月か退職前3ヶ月か離職前3ヶ月）の平均標準報酬月額額の2ヶ月分です。なお、未亡人年金は、扶養する子供があるときは、子供ノ人当り年額2400円を加えてもらえ、遺児年金を2人以上の子供で貰うときには、2人目からはノ人当り2400円です。

（6）遺族年金

20年以上この保険に入っていた人が死んだ場合にはこの年金がもらえます。この遺族年金をもらう人には順位があつてノ番目は配偶者です。被保険者に養はれていた配偶者は、再婚しない限りは一生貰えます。配偶者がいない場合、或いは配偶者が再婚するか又は死亡した場合は、2番目に被保険者に養はれていた6才未満か不具の子供が貰います。3番目には、被保険者に養われていた60才以上の両親で、4番目は孫、5番目は祖父かです。子供や両親、孫、祖父母の場合、2人以上で貰うときは等分に分けます。年金額は、被保険者がもらっていた或はもらうことになつていた養老年金の額の半分です。なお6才未満か不具の子（更に遺族年金の支給を受けている子供を除く）がいる時は、ノ人につき

平均標準報酬月額額のノの月分を加えられます。

（6）遺族一時金

（5）の遺族年金をもらう遺族は、保険に入っていた人に扶養されていた人（限ります）が扶養されていた人がノ人もいない場合（或は、いなくなった場合）には、他の遺族が遺族一時金として、被保険者の養老年金の6年分を一気に貰えます。

但しすでに被保険者が障害年金を貰っていたりその遺族が「未亡人、やもめ、遺児年金」を貰っていた場合については別に規定があります。

（7）脱退手当金

5年以上この保険にはいつていた人が、勤務をやめた後で死ぬか、又は50才になった時、或は50才以上でやめたときもらう一時金で、金額は保険にはいつていた期間と、その期間中の平均標準報酬月額によつてノ5月分から5ノ月分までの間で、定められています。又6ヶ月以上この保険に入っていた人が、左記中死んだときは、前に説明した未亡人年金、やもめ年金、遺児年金をもらう人がいない場合には、女子が結婚、分産のためにやめる時と同様、年令に制限なく脱退手当金がもらえます。

3. 保険料

保険の掛金は、健康保険も厚生年金保険も専業主と使はれている人とかそれぞれ半分ずつ掛けることになっています。そして被保険者の分は専業主が給料を払うときに、その給料から天引きをしており、自分の分を合せて都道府県の保険課や社会保険出張所へ払いこむことになっています。

掛金の計算或は給付の計算について、簡単にできるよう標準報酬が定められています。標準報酬というものは被保険者の受ける報酬によつて、等級と標準になる金額をきめたものです。即ち本給その他いろいろな手当を加えた全収入が月2250円未満の者は、一律に等級はノ級で、標準報酬月額は2,000円、収入が月2250円以上かつ2750円未満は等級が2級で標準報酬月額は2,500

円というようになっています。最高は厚生年金保険では専業主婦が、12歳で標準報酬月額が8,000円、健康保険ではノゾ級で標準報酬月額が24,000円となっています。

また、保険料率即ち掛金の割合は、厚生年金保険では元内夫と一般労働者との2つの區別がしてあり、元内夫は標準報酬月額の3.5%（労働者の負担はその半分の1.75%）一般労働者は3%（労働者負担はその半分の1.5%）になっています。これは元内夫は一般労働者より保険金をもらう専業主婦の数が多いためです。又、10年以上20年未満とめた者が被保険者でなくなった後任意に継続した場合は2.6%です（この場合は全額負担します。）健康保険では一律に6%（労働者の負担はその半分の3%）で區別はありません。

4. 保険金のうけとり方

厚生年金保険や健康保険の保険金をもらうときには、この保険に入っていた人が一番最後までつとめていた事業所がある都道府県庁の中、「保険課」へ、請求書を出せばよいのです。この場合は「厚生年金保険被保険者証」か「健康保険被保険者証」という証書の提示と番号が必要で、東京や大阪のように大きい都道府県では、保険課が数ヶ所に出張所をもっていますから、それぞれの出張所へ手続をするわけです。健康保険及び厚生年金保険のうち傷病手当金は、もしこの手続を保険金の請求ができる日から2年間、その他の厚生年金保険では5年間放置すると、もらう権利がなくなります。

保険給付の決定に異議がある時は、決定のあつた日から60日以内に各都道府県厚生部保険課の社会保険審査官に申し出て、更にその決定に不服のあるときは、厚生省保険局内の社会保険審査会に審査の請求をすることができます。

(註) 1. 健康保険についての説明は健康保険法（大正11年4月22日、法律第70号）にちとづく。

2. 健康保険の事務取扱官公庁は、厚生省保険局健康保険課、各都道府県厚生部保険課又はその出張所。

3. 厚生年金保険についての説明は厚生年金保険法（昭和16年3月11日、法律第60号）にちとづく。

4. 厚生年金保険の事務取扱官公庁は、厚生省保険局厚生年金保険課、各都道府県厚生部保険課又はその出張所。

II. 労働災害補償保険（労災保険）

1. 労災保険とは

労働基準法では、労働者が業務の上でけがをしたり、病気になったり、或は死亡したりした場合には、専業主は、その災害の程度に応じて補償をしなければならないことになっています。ところがすべての専業主が、この災害補償を完全に付することは経済上むづかしいことがあるので、専業主の負担を軽くし、容易に補償が出来るようにするために、いざから専業主に、その事業の種類と使用する労働者の数に依りて保険料を付けさせ、災害のあつたときに、災害補償をしようとするのが労災保険で、政府が行っています。また、この外に労災保険では、被害を受けた労働者のために特種外傷病院の建設、職業の再訓練所の建設、遺族療養の施設、療養、義足の支給その他の福祉の福祉施設の拡充をしています。

だいたい労働基準法が適用される事業のうちで、国の直営事業や官公署をのぞいたすべてのものは、この保険の適用を受けます。しかし、これらの事業のうちで、危険性の少ない事業は任意に加入させることになっています。

保険給付を受ける者は、言うまでもなく労働者ですが、労働者が死亡した場合は、その遺族といふ労働者が死亡した当時、その収入によつて生活が支えられていた者といふ、うけることになります。なお遺族の順位は、一が労働者の配偶者（婚姻の届出をしないでも事実上、婚姻と同様の関係があればよい）配偶者のないときは、労働者の子、次、父母、孫、祖父母の順になっています。何れ順位の者が2人以上いる時は、人数に等分します。

この保険で保険する災害補償は、次の6種です。

(1) 療養補償費

労働者が業務上、けがをしたり、病気になった場合の診察、薬剤又は治療材料の支給。処置、手術、その他の治療。療養又は診療所への収容。看護。移送。これらについては原則として現金で、特別の場合は現物で給付します。この場合の現物給付とは、都道府県の労働基準局長の指定した病院や診療所で、無料で療養することです。但し、療養費が1000円未満のときは、直接事業主が補償することになっています。

(2) 休業補償費

業務上の病気や、けがで休まず、賃金がもらえないときは、その間、平均賃金の60%の休業補償を行います。但し7日以内の休業ではあつたときは、直接事業主が補償することになっています。

(3) 障害補償費

労働者が業務上、けがをしたり、病気になつて、なおつたときに、身体に障害が残つた場合には、一定の身体障害等級基準によつて、平均賃金の最低50%から、最高134%の障害補償費を直接労働者に支払います。

(4) 遺族補償費

労働者が業務上、死亡した場合には、平均賃金の100%が、労働者の遺族又は労働者の死亡当時、その収入を扶養されていた者に支払われます。

(5) 葬祭料

労働者が業務上死んだ場合には、葬祭料として平均賃金の60%を、直接葬祭を行つた者に支払われます。

(6) 打切補償費

労働者が業務上、けがをしたり、病気になつたりして療養をはじめてから3年たつて、なおる見込みのない場合には、平均賃金の120%の打切を給付して、補償を打ち切ります。

(注) 上の場合、平均賃金とは、事故のおこつた日から前3ヶ月

間に、事業主から労働者に支払はれたすべての賃金の総額から、臨時手当や賞与を除いたものを、その3ヶ月の総日数で割つたものを算出します。又特別の場合に、不当に低額にならぬよう、その他に平均賃金の最低基準を定めてあります。

2. 保険料

保険料は、一切事業主が負担し、労働者には1割の負担もかけません。保険料は、その事業所のすべての労働者に支払つた賃金総額とその事業の種類について定められた保険料率をかけて計算します。

3. 保険金のうけとり方

各補償費について、定まつた請求書がありますから、所定の労働基準監督署か、労働基準局に行つてもらい、これに必要なことから記入し、その他の必要書類をそえて、労働者が働いている、(又はいた)事業場の主となる事務所を所轄する労働基準監督署に出します。労働基準監督署は、7日以内に補償費の決定通知書を労働者又は遺族等に送ることになっています。

通知書を受取つた労働者又は遺族等は、指定された銀行か、郵便局又は労働基準監督署にいつて、現金をうけとります。

これらの手続をしない、そのまゝ、2年たつと保険給付を受ける権利がなくなります。

保険給付に関する決定に不満のあるときは60日以内に労働者災害補償保険審査官に審査を請求し、更にその決定に不服のあるときは労働者災害補償保険審査会に審査をしてもよいことが出来ます。

(註) 1. この説明労働者災害保険法 (昭和22年4月7日、法律第50号) に基づく。

2. 本法の事務取扱いは、労働者災害補償法、及び各労働補償、各都道府県労働基準局労働補償課、及び各労働

III 失業保険

1. 失業保険とは

失業保険は、労働者が失業した場合、すなわち、労働者の意欲および能力があるにもかかわらず、職業につくことが出来ない状態にあると公共職業安定所が確認したときに次の既につくまでの間、一定期間を限つて、最低限度の生活の保障をしようとする制度で、政府が特別会計をもうけて運営しています。

失業保険をうけられる人は、

- (1) 5人以上の労働者を雇っている工場、鉱山、銀行、会社、製造店、商店、土木建築、旅館、料亭、映画演劇場などにやとわれている人並びに農業、漁業、研究所、診療所、社会事業等は除かれています。
- (2) 上記の雇用を受けない事業所でも、事業主が法人で、5人以上の労働者をやとっている所の事務所にやとわれている人。
- (3) 国、都道府県、市町村、その他これに準ずるものにやとわれている人。

ただし(1)の雇用を受けない事業所でも、やとわれている労働者の半分以上が失業保険にはいることを希望すれば、都道府県庁の失業保険課長の認可を受けて、同じとり扱いを受けることができます。

○失業保険金

(一般被保険者)

離職前1年間に6ヶ月以上被保険者となつていれば失業した場合に保険金が受けられます。保険金は離職前の標準賃金を1割りにして、その60%に相当する日額が、1週間分づつ支給されます。ただし現在は、日額3,000円以上は支給されません。この保険金は離職した日の翌日から1年の中に合計180日分まで支給されます。又、被保険者が職業安定所で紹介した職業に回つた場合は

得なければならぬときには、その補償費が支給されます。その場合、本人の分だけでなく、一語に及ぶ家族の分も支給されます。

保険金をうけている人が、自分で仕事をみつけて就労したときは短期間であつても保険金は支給されませんし、又所得収入等が保険金の日額をこえるときにも、保険金は支給されません。

また保険金をうけている人が、職業安定所の紹介した職業につくことや、職業の補導を受けることを、理由なくことければ、保険金の支給は1ヶ月中止されますし、自分で勝手に取をやめたり、刑法上の罰をとられてやめたときは1ヶ月から2ヶ月支給が中止されます。

(日雇労働被保険者)

失業の日を越する月の前の2ヶ月間に、全部で28日分以上、保険料がおさめられているときは、失業保険金をもらうことができます。金額は1ヶ月につき最低1,500円、保険料が28日分以上おさめられているときは、4日ずつ毎に1日分を加え、最高1,800円分までもらえます。保険金日額は半額1,800円、半額1,800円分までもらえます。(失業保険料参照) また、正当な理由なしに、職業安定所紹介する仕事につくのをことわると、その日から1ヶ月間は、保険金をもらえません。

2. 保険料

(一般被保険者)

保険金や補償費などの費用は、政府と事業主と、労働者とがそれぞれずつ負担します。

事業主は毎月そこにやとっている被保険者に支払った賃金総額に1%をかけた金額を保険料として毎月政府におさめますが、そのうち、労働者の負担する保険料額は賃金月額1%を基準として、労働者が定めた保険額表によつて計算された金額で、残りは事業主が負担しておさめます。

（日雇労働被保険者）

事業主が雇った日毎に、失業保険印紙を労働者のもつている被保険者手帳にはつて、保険料を納めます。保険料額には2種あつて、賃金日額が160円以上の場合をA額、160円未満の場合をB額とします。A額は6円印紙を、B額は5円印紙をはり、そのうち労働者の負担はそれぞれ、3円と2円になつていきます。

3. 保険金の受けとり方

（一般被保険者）

保険金をもらう資格のある人は、離職する時に事業主から離職票をもらい、これを居住地の公共職業安定所に出して求職の申込みをします。すると職業安定所は、「失業の認定を行うべき日」を知らせてくれると同時に、失業保険金をもらうために必要で「求職資格有証」を交付します。「失業の認定」は原則として、1週間以内を目ざすことになつており、その結果、次の適当な期が経たずして失業と認められれば、1週間分ずつ、保険金は支払われます。但し、待期といつて、職業安定所に離職票を携つて待つて求職の申込みをしてから1週間間は、失業の認定は受けませんが、保険金は支給されません。

（日雇労働被保険者）

日雇労働者は毎朝職業安定所に出かけ、その日の就業がなかつたとき、失業の認定をうけて、その日分を支給されます。但し、失業の認定を受けた日数が連続して、2日を超えれば、その日は「休職」といふこと

一般、日雇を置いて、保険金の支給について、不服の場合にはその日から10日に失業保険審査官に対して審査を請求することができます。審査官は事情を調査して、職業安定所の処置が適切かどうかが正しいかどうかを調査することになっています。審査官の駐在する場合は、不服の場合の請求手続等については、職業安定所に指示されている筈です。

（註）A. この範囲は失業保険法（昭和22年12月1日、法律

第46号）にちとづく。

2. 本法の事務取扱は官公庁は、労働行政業務安定局失業保険課、各都道府県失業保険課又は職業安定課及び公共職業安定所。

No. 4.

労働者のための
社会保険制

に
ついて